

# 青森県報

第三千百号

平成二十一年  
六月二十二日  
(月曜日)

## 目次

### 規 則

青森県税条例施行規則の一部を改正する規則…………… ( 税 務 課 ) …… 一

### 告 示

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出…………… ( 健 康 福 祉 政 策 課 ) …… 一

職業訓練指導員試験の施行…………… ( 労 政 ・ 能 力 開 発 課 ) …… 二

道路の区域の変更…………… ( 道 路 課 ) …… 二

道路の供用の開始…………… ( 同 ) …… 三

### 公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告…………… ( 県 民 生 活 文 化 課 ) …… 三

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告…………… ( 同 ) …… 三

右 同…………… ( 同 ) …… 四

青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表…………… ( 水 産 振 興 課 ) …… 四

県有財産の売却に係る一般競争入札…………… ( 警 察 本 部 会 計 課 ) …… 七

## 規 則

青森県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年六月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第四十七号

#### 青森県税条例施行規則の一部を改正する規則

青森県税条例施行規則(昭和三十四年五月青森県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条の八中「二年」を「三年」に改める。

附則に次の一項を加える。

3 地方税法附則第十二条の二の四第二項において準用する同法第四百四十二条の二十一第二項に規定する免税軽油使用者証についての第十二条の八の規定の適用については、同条中「三年」とあるのは、「平成二十四年三月三十一日まで」とする。

#### 附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の青森県税条例施行規則第十二条の八及び附則第三項の規定は、平成二十一年四月一日以後に交付を受けた免税軽油使用者証の有効期間について適用し、同日前に交付を受けた免税軽油使用者証の有効期間については、なお従前の例による。

## 告 示

### 青森県告示第四百九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。)(第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十一年六月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
八戸在宅クリニック	八戸市大字岩泉町七	平成二・五・三

青森県告示第四百十号

平成二十一年度職業訓練指導員試験を次のとおり施行するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第四十五条第二項の規定により公示する。

平成二十一年六月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施期日

学科試験 (関連学科 系基礎学科及び専 攻学科)	区分	試験職種	期 日
	指導方法	全職種	平成二十一年九月十三日 (日) 午前十時三十分

二 実施場所

青森市大字野尻字今田四三の一  
県立青森高等技術専門校

三 受験申請書の提出期限

平成二十一年七月十日（金）から八月十日（月）まで。ただし、郵送による場合は書留郵便とし、八月十日（月）までの消印のあるものは有効とする。

四 その他試験に関し必要な事項

1 受験申請書の用紙及び受験案内は、青森県商工労働部労政・能力開発課及び各  
県立職業能力開発校で配布する。

2 受験申請書の提出先及び詳細についての問い合わせ先

青森市長島一丁目の一

青森県商工労働部労政・能力開発課 職業能力開発グループ

(電話)〇一七 七三四 九四一五

青森県告示第四百十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十一年七月二十一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年六月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

1	図面 番号	道路 種類の	路線名	変 更 の 区 間	変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
国 道	一〇一 号			西津軽郡鰺ヶ沢町大字赤石町字川原地六五の二二から 西津軽郡鰺ヶ沢町大字姥袋町字大磯一六の九まで	前 後	二〇〇・二〇メートルから 四〇〇・二〇メートルまで	三七一・〇〇メートル	
						三一・四〇メートルから 三四・四〇メートルまで	三七一・〇〇メートル	

2	国 道	二八〇号	青森市大字後潟字大原四四から 青森市大字後潟字平野三の一まで	前	七・三三メートルから 七・七六メートルまで	三九・四〇メートル
				後	一五・一五メートルから 七・三三メートルまで	四三・九〇メートル

青森県告示第四百十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十一年七月二十一日まで青森県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年六月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 の期 日
国道 二八〇号	青森市大字後潟字大原四四から 青森市大字後潟字平野三の一まで	平成三・六三
県道 榑引上名久井三 戸線	八戸市大字榑引字松倉一の一から 八戸市大字榑引字蒼前一の六まで	"

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年六月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十一年六月五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ひろだりサーチ

三 代表者の氏名

佐々木 純一郎

四 主たる事務所の所在地

弘前市大字文京町一

五 定款に記載された目的

この法人は、弘前大学をはじめとする研究機関が保有する知的資源を地域で共有し、地域政策課題の発掘と調査分析を行い、その成果を地域社会に還元する事業を行うことにより、活性化のための活動を自律的に行う地域の実現に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年六月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十一年六月四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人青森ヒューマンライトリカバリー

三 代表者の氏名

桐原 尚之

四 主たる事務所の所在地

青森市大字矢田前字弥生田一の四

五 定款に記載された目的

この法人は、自由と平等を基礎とした社会を目指し、社会のシステマ的な部分や意識的な部分に人権啓発を行い、精神保健福祉コンシューマー、精神医療サバイバーが中心となって助け合いの心を忘れず、個人の不可侵性を尊重し、個々のエンパワーメントと自立生活の促進に寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年六月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十一年六月九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あおもり観光・誘客推進協会

三 代表者の氏名

蝦名 文昭

四 主たる事務所の所在地

青森市新町二丁目七の一六

五 定款に記載された目的

この法人は、青森県への観光客誘致に関する事業を行い、青森県内市町村の経済活性化とまちおこし・まちづくり及び、県内民間団体や企業等の活動の活性化に寄与することを目的とする。

青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第四条第七項の規定により、青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成二十一年一月九日公表）の全部を次のとおり変更したので、同条第十項において準用する同条第五項の規定により公表する。

平成二十一年六月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

#### 第1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

- 1 本県の水産業は、平成18年において、生産量が23万2千トンで全国第5位、生産額が55.2億円で全国第6位と全国でも有数の漁獲実績を誇っており、漁業就業者は平成15年現在において1万1千人となっている。また、遠洋漁業及び沖合漁業の基地として発展してきた八戸市を中心として水産加工業の生産も盛んであり、特に沿岸域において水産業は中核的な産業となっている。  
このように、水産業は本県にとって極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。
- 2 本県海域は、太平洋、津軽海峡及び日本海海域に三方を囲まれるとともに、大型内湾である陸奥湾を有していることから、我が国有数の好漁場が形成されている。  
しかしながら、わが国周辺水域における海洋生物資源の多くが低水準、減少傾向にあり、本県海域においても低水準、減少傾向にある海洋生物資源が多くなってきた。今後ともこのような状況が継続すれば県民、国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域の経済の発展への重大な支障となるおそれがある。
- 3 このようなことから、県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、県の魚ひらめの資源が著実に増加しているなど、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存及び管理が図られるようになってきているが、より一層の適切な海洋生物資源の保存及び管理により水産物の生産を更に安定的で持続的なものとするため、国の基本計画により決定された漁獲可能量及び漁獲努力可能量の本県の数量について、適切な管理措置を講じることとする。
- 4 漁獲可能量制度及び漁獲努力可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、他道県入漁船を含め第1種特定海洋生物資源及び第2種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。
- 5 また、漁獲可能量及び漁獲努力可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であるため、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、県水産総合研究センターを中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。
- 6 第1種特定海洋生物資源及び第2種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

7 本県における漁獲可能量制度及び漁獲努力可能量制度については、関係漁業者の意見を十分に尊重し、また、他道県入漁者の採捕実績に適切な配慮を払うものとする。

#### 第2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

##### 1 第1種特定海洋生物資源の平成20年の知事管理量、次表のとおりである。

| 第1種特定海洋生物資源 | 管理の対象となる期間      | 知事管理量 |
|-------------|-----------------|-------|
| すけとうだら      | 平成20年4月～平成21年3月 | 若干    |
| まあじ         | 平成20年1月～12月     | 若干    |
| まいわし        | 平成20年1月～12月     | 若干    |
| まさば及びごまさば   | 平成20年7月～平成21年6月 | 若干    |
| するめいか       | 平成20年1月～12月     | 若干    |

##### 2 第1種特定海洋生物資源の平成21年の知事管理量は、次表のとおりである。

| 第1種特定海洋生物資源 | 管理の対象となる期間      | 知事管理量 |
|-------------|-----------------|-------|
| すけとうだら      | 平成21年4月～平成22年3月 | 若干    |
| まあじ         | 平成21年1月～12月     | 若干    |
| まいわし        | 平成21年1月～12月     | 若干    |
| まさば及びごまさば   | 平成21年7月～平成22年6月 | 若干    |
| するめいか       | 平成21年1月～12月     | 若干    |

#### 第3 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【すけとうだら】  
小型機船底びき網漁業及びさし網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう許可隻数については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。  
また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

【まあじ】  
定置網漁業（底建網を含む。）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよ

う免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

【まいわし】

定置網漁業（底建網を含む。）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

【まさび及びごまさび】

定置網漁業（底建網を含む。）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

【するめいかい】

定置網漁業（底建網を含む。）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。また、総トン数5トン未満の動力漁船による小型いかつり漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることのないよう、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。なお、上記の漁業については規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

第4 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について、本県に定められた量に関する事項

平成21年の第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち本県に定められた量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

| 第2種特定海洋生物資源 | 採捕の種類                      | 海域                                              | 期間                      | 漁獲努力量(隻日) |
|-------------|----------------------------|-------------------------------------------------|-------------------------|-----------|
| さめがれい       | 小型機船底びき網漁業(うち手繰網漁業(第1種漁業)) | 青森県下北郡東通村尻屋崎灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以东の青森県地先水面 | 平成21年5月1日から平成21年6月30日まで | 388       |

(注) 小型機船底びき網漁業とは漁業法(昭和24年法律第267号)第66条第1項に規定する小型機船底びき網漁業をいう。うち小型機船底びき網漁業取締規則(昭和27年農林水産省令第6号)第1条第1項第1号に規定する種類のものを用いる。

第5 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について、採捕の種類別に定める量に関する事項

平成21年の第2種特定海洋生物資源ごとの第2種特定海洋生物資源知事管理努力量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりとする。

| 第2種特定海洋生物資源 | 採捕の種類            | 海域                                              | 期間                      | 漁獲努力量(隻日) |
|-------------|------------------|-------------------------------------------------|-------------------------|-----------|
| さめがれい       | 機船手繰網漁業(かけまわし漁業) | 青森県下北郡東通村尻屋崎灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以东の青森県地先水面 | 平成21年5月1日から平成21年6月30日まで | 388       |

(注) 機船手繰網漁業(かけまわし漁業)とは青森県海面漁業調整規則第6条に規定する種類のものをいう。

第6 第2種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

【さめがれい】

太平洋北部のさめがれいの資源回復を図るために、国が作成した「太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画」の着実な実施を本県として推進する。また、規則に基づき漁獲努力量の報告を求めることとする。

第7 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- 1 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。
- 2 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取り組みを進めるとともに、生息環境の保全に努めるものとする。



県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成二十一年六月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項  
次に掲げる物件の売却

| 地 士                |              | 建 物                |              |
|--------------------|--------------|--------------------|--------------|
| 所在地                | 地目           | 所在地                | 構造           |
| むつ市川内町宿野部榎木平五六の三九七 | 宅地           | むつ市川内町宿野部榎木平五六の三九七 | 木造平家建        |
|                    | 地積           |                    | 延面積          |
|                    | 三三〇・六九平方メートル |                    | 一〇〇・二〇平方メートル |

二 予定価格

八百二十九万円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

むつ市川内町宿野部榎木平五六の三九七

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市新町二丁目三の一  
青森県警察本部会計課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

むつ市中央一丁目八の一  
青森県むつ合同庁舎旧館 二階中会議室

2 日時

平成二十一年七月九日 午後一時三十分

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件については、平成二十一年六月二十五日午後一時三十分から、むつ市川内町宿野部榎木平五六の三九七において現場説明を行う。

問い合わせ先

青森県警察本部会計課管財係

電話〇一七 七三三 四二二一

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭